

**電気通信サービス
複雑な契約内容、要確認**

光回線やインターネットサービスプロバイダーとの契約、携帯電話などの電気通信サービスに関する相談が多く寄せられています。

▼父が電話で「6月には今の電話は使えなくなる」「電話代も安くなる」「工事費7千円もキャッシュバックする」と説明され、光回線の契約をした。しかし、3千円しかキャッシュバックされず、電話代はかえって高くなった。父はインターネットを利用するわけではなく、以前の電話回線で十分だった。(40代：男性)

▼大手電話会社代理店を名乗る人から光回線契約の電話勧誘を受けた。「基本料金が1500円安くなる」「2万1600円の工事代が今なら無料」「CS放送も見ることができる」と言われた。現在の契約内容を知らない人に1500円安くなると断言されたことに違和感を覚えたので、契約をやめたい。(50代：女性)

▼今まで利用してきたプロバイダーの事業者から「大手電話会社に支払う料金が安くなる。この電話一本で手続き完了」と勧誘され、契約した。ところが、安くなっていない。(30代：男性)

光回線の契約は複雑なものが多く、電話での簡単な説明で内容を理解することは難しいと思われます。また、電気通信事業の契約は、クーリング・オフの適用がなく、解約したいと伝えると、高額な解約料が請求される場合があります。

勧誘されてもすぐに返事をせず、全体の内容をきちんと確認してから契約することが大切です。必要がなければきっぱりと断りましょう。

また、自分の利用環境や目的に照らして必要性を十分に検討しましょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン 188(いやや)

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ 0570-064-370も引き続きお使いいただけます。